

平成24年第4回

# 伊根町議会定例会会議録

平成24年12月21日（第2号）

伊 根 町 議 会

# 平成24年第4回（定例会）

## 伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成24年12月21日 金曜日						
招集場所	ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成24年12月21日 13時29分			議長	宮下 愿吾	
	閉会	平成24年12月21日 16時35分			議長	宮下 愿吾	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席10名  欠席 0名
	1	和田 義清	○	6	松山 義宗	○	
	2	上辻 亨	○	7	三野 三千彦	○	
	3	濱野 茂樹	○	8	泉 敏夫	○	
	4	宮下 愿吾	○	9	大谷 功	○	
5	佐戸 仁志	○	10	奥野 良一	○		
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席12名  欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	総務課主幹	鍵 良平	○	
	副町長	小西 俊朗	○	住民生活課主幹	上山 富夫	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課主幹	泉 吉広	○	
	総務課長	泉 良悟	○	地域整備課主幹	須川 清広	○	
	住民生活課長	芦原 誠	○	教育次長	梅崎 良	○	
地域整備課長	白須 剛	○	会計管理者	前野 義明	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	今岡 敬雄	○	主 事	上岡 真次	○	
会議録 署名議員	6番	松山 義宗		9番	大谷 功		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

# 平成24年 第4回 伊根町議会定例会

## 議事日程 (第2号)

平成24年12月21日(金)

午後 1時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 合併浄化槽普及について 佐戸 仁志
- 行政評価について 松山 義宗
- 原子力発電所再稼働について 大谷 功
- 乳幼児医療費の無料化について
- 火葬場の活用促進について 上辻 亨
- 防災倉庫周辺の整備について
- 町道亀島本庄浜線、野室、本庄浜間の改良について 三野三千彦
- 新規漁業及び新規漁業者への補助を(個人)
- ソバ共済設立の要望について 泉 敏夫
- 伊根中学校全面改築について 和田 義清
- 海のローカルルール等設備について 濱野 茂樹

日程第 3 議案第82号 伊根町老人福祉センターの指定管理者の指定について

日程第 4 発議第 3号 伊根町議会委員会条例の一部改正について

日程第 5 発議第 4号 伊根町議会会議規則の一部改正について

日程第 6 意見書案第 5号 「障害者総合福祉法(仮称)」の制定を求める意見書の提出について

日程第 7 閉会中の継続審査(調査)申出書

# 会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 合併浄化槽普及について 佐戸 仁志
- 行政評価について 松山 義宗
- 原子力発電所再稼働について 大谷 功
- 乳幼児医療費の無料化について
- 火葬場の活用促進について 上辻 亨
- 防災倉庫周辺の整備について
- 町道亀島本庄浜線、野室、本庄浜間の改良について 三野三千彦
- 新規漁業及び新規漁業者への補助を（個人）
- ソバ共済設立の要望について 泉 敏夫
- 伊根中学校全面改築について 和田 義清
- 海のローカルルール等設備について 濱野 茂樹

日程第 3 議案第 82 号 伊根町老人福祉センターの指定管理者の指定について

日程第 4 発議第 3 号 伊根町議会委員会条例の一部改正について

日程第 5 発議第 4 号 伊根町議会会議規則の一部改正について

日程第 6 意見書案第 5 号 「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について

日程第 7 閉会中の継続審査（調査）申出書

## 会 議 の 経 過

平成24年12月21日(金)  
午後1時29分 開議

### ◎ 開会・開議の宣言

- 議長(宮下愿吾君) 本定例会も最終日となりました。ご苦労さんでございます。  
早速ですが、これより会議を開きます。  
ただいまの出席議員は全員です。  
ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(宮下愿吾君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、伊根町会議規則第116条の規定によって、議長において  
6番、松山義宗君  
9番、大谷功君を指名します。

### ◎ 日程第2 一般質問

- 議長(宮下愿吾君) 日程第2、これから一般質問を行います。  
最初に、合併浄化槽普及についてを通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。5番、佐戸仁志君。  
○5番(佐戸仁志君) 皆さんご苦労さまです。今回8名の議員の一般質問の先頭ですので、手短かに終わらせたいと思いますので、よろしくお願いします。  
通告書に従いまして、合併浄化槽の普及について一般質問させていただきます。  
まず、住民生活課からいただいた資料によりますと、伊根町の水洗化普及率は平成22年度末で府内最下位の25.6%、次いで笠置町の31.2%、綾部市の61%、京丹後市の65%、宮津市の66.2%の順で、近隣市町村では舞鶴市の89.4%、与謝野町の91.6%だそうです。現在工事中の伊根地区漁業排水事業が終了した後の普及率は63.4%となり、一気に最下位は脱出しますが、それでも綾部市と並んでワースト3ぐらいであります。近隣市町村では最下位であり、伊根町の水洗化普及率を上げ、住民生活の向上を図るには、合併浄化槽の設置普及を行うのが当然であります。  
今年度、伊根町の合併浄化槽の設置数は5基であり、12月末で今年度の受け付けが終了したお隣の宮津市では39基の設置予定であります。公共下水道工事の進む宮津市で合併浄化槽設置地域となっている場所が、由良、栗田地域の21基、俗に言う府中より北の橋北地域で18基であります。地域性が似ている橋北地域と伊根町でなぜこの差が出るのでしょうか。  
私はいろいろと考えました。行政の取り組み方ではないかとか、これといった要因がなく、唯一宮津市と伊根町で違いがあるのが、設置時に支払われる補助金であります。伊根町は維持管理に関しても年1万5,000円の補助金が支払われているので、単純に比較はできませんが、伊根町は5人槽設置の場合で52万8,000円、7人槽で66万1,000円です。近隣市町村では5人槽で宮津市が61万7,000円、与謝野町が62万7,000円、7人槽で宮津市が77万2,000円、与謝野町が77万6,000円であり、伊根町は近隣市町の15%減の補助金を設置時に払っているということでもあります。  
10万円前後のお金で合併浄化槽の普及率が変わるとは思いたくありませんが、逆に言えば、10万円の補助金を上乘せすれば、伊根町の設置数がふえ、普及率が上がるのなら、上げるべきではないでしょうか。役所の方はよく近隣市町に倣ってとおっしゃいます。なぜ近隣市町に倣わないのか。人口の減少がとまらず、少しでも人口減をとめるには、近隣市町よりも少しでも生活環境を

向上させることが大事ではないかと私は思います。近隣市町よりも補助金を上げることは人口の少ない伊根町だからこそ私はできるのではないかと思います、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員のご質問にお答えをしたいと思います。

佐戸議員おっしゃいましたとおり、伊根町の水洗化率は平成22年度末現在で25.6%であり、議員のご指摘とおり京都府内においては最下位であります。下から2番目の笠置町では31.2%、第3位の綾部市でも61%であり、当町の水洗化は圧倒的におくれている状況でございます。その意味におきましても、現在、伊根地区の漁業排水事業に取り組んでいるわけでございます。

その伊根地区の漁業集落排水事業が完成しますと、普及率は63.4%程度となる見込みで、平成22年度末の数値ではありますが、綾部市を抜き、そして京丹後市の65%、宮津市の66.2%に近い普及率となります。そうなりますと、多少の差はありますけれども、伊根町としてもまずまずの普及率ではないかなと、そのように思うわけであります。そうなりましても、まだまだ低い普及率であり、合併浄化槽設置に対する補助を増額し、普及を図れとのご指摘であろうかと思えます。

合併浄化槽の普及促進については、平成22年度には浄化槽設置補助金を近隣並みに増額したところでございます。以前ですと3分の1でしたね、補助率が。それを3分の2まで上げておりました、ちょっと私も細かい数字わからんのですけれども、議員が言われるように、5人槽だったり7人槽だったり、10万円もの補助の差があるとは、私はちょっと認識不足なのかもしれませんけれども、そのように理解をしておるところでございます。さらに、昨年度には維持管理費についても補助制度を創設したわけであります。

しかし、設置補助の増額や維持管理補助を整備しても、そのようにいふなれば倍にする。それから設置補助費を年間出す。そういうことをやっても実際に設置に係るような大きい動きは見られないんです。せっかく補助率というものを倍に上げた。また、年間でも補助金を出しますよ。そういうことをやるんですけれども、それをやったさかいというて、じゃ、3件が5件になるか、10件なるか。ないんですね。今までどおりの年間数件、1件なり2件、そのままなんです。また、水洗化を行うには改造工事に係るそれなりの個人負担が発生しますので、これらの負担について個々にどのように考えるか。この点も水洗化を行う上での大きな判断材料と思われま。

現時点では、合併浄化槽に係る支援は、我々としたしましては近隣市町を比較しても余り遜色ない補助額であると認識をしております。これから伊根地区漁業集落排水事業が完了しますと、伊根町の生活排水処理も大きく前進することになりますが、漁業集落排水施設への接続率は大変気になるところであります。

よって、現時点では、そこそこの支援をしているものと考えておりますが、今後は集合処理施設の接続状況も見きわめながら、合併処理浄化槽についても、その支援についても検討いたしたく考えます。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） 町長は10万円の差があるということをご存じないと言われましたが、由良、栗田地区で年間21基、橋北、養老中学学区ですね、それで18基の設置があると。この数字は伊根の5基と比べたら相当大きなことなので、他市町のことですが、ぜひ勉強されていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議員おっしゃいますように、宮津のほう、橋北のほうと比べて少ない。それは、伊根町は伊根地区がですよ、漁業集落排水をもうやると決めて取りかかっておると。それなのにその場所で養老なんかのようになる道理はないわけで、下水が漁業集落排水で整うんだから、そこにやる必要はないわけですから、殊さら同じような——向こうはそういうものがないんですからね、それをやらざるを得ない——伊根地区はそういうことはやらんでもいいから、そういう面もあろうかと思えます。

また、ちょっと細かい数字はあれですけども、10万円を知らないというのは、知らない。現実にそうだったら、ちょっと甚だ私も大変申しわけない話でありまして、その辺の数字についてはまた精査をさせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、行政評価についてを通告議題とし、松山義宗君の質問を許します。6番、松山義宗君。

○6番（松山義宗君） 皆さん、ご苦労さまです。

質問に入らせていただく前に、少し残念なことがありましたので、ちょっとご報告をいたします。

この12月にある女性職員の方が退職なさるようです。いろいろと問題はあったとは思いますが、伊根町の職員でカバーしてやるができなかったのかなというのが非常に残念です。一般質問でも以前しましたけれども、人事に関しては触れるなということで町長のほうからありました。それは抑えておりましたけれども、そういう事態になったということを非常に残念に思っております。

それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。

行政評価について。

3月の一般質問で、第5次伊根町総合計画の進捗率を平成24年度末に実施するとの町長の回答がございました。どのような手法、人選にて実施されるのでしょうか。他の市町村では、町長から第三者を加えた評価委員会が委嘱を受けて、計画目標に沿った施策項目の進捗状況、町民満足度を数値や記号で表記しているものも少なくありません。当町においては、第5次伊根町総合計画策定時に実施された町民アンケートも前回回収率56%から37%と低下しておりますし、行政に関心を持たない町民が多く見られる状況であり、決して軽視はできません。

今後は、現在の評価手法を精査、改善し、その結果を次年度予算に反映するとともに、評価の過程や内容を公表することにより、町民の皆さんがもっと行政に関心をもっていただきたい。そして、まちづくりを協働できることが重要だと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 冒頭お話がありました職員人事につきましては、こんなところで、とやかくはちょっと申しませんけれども、それなりの当人の事情を持って退職の願いを出されたので、その一身上の都合を我々は理解をさせていただいたということでございます。

行政評価についてのご質問でございますが、まず第5次伊根町総合計画中の各種の事務事業の進捗状況については、来年の3月定例会で報告させていただく予定で事務を進めているところでございます。まずもってそういうことをご報告申し上げます。

さて、事務事業の評価について、各種事業に係る評価は内部評価の段階でございます。平成18年度に事務事業評価シートを作成し、緊急性、経済性、有効性などのさまざまな視点から評価を行った経過がございますが、行政事務の性質がさまざまに画一的な事務事業評価シートの確立が極めて困難であったことから、現在は担当係による定性的評価にとどまり、指標に基づく定量的評価システムが確立していない部分について大変苦慮しているのが実情でございます。

議員ご指摘の第三者評価というものは、住民や学識経験者など中立的な立場で地域の感情や思惑などに流されることなく事業を評価することができ、大変重要なことだと考えます、費用対効果1.0以下の事業は、改善、予算の削減、事業の廃止等々客観的に見直しがされます。そうでなければ現状の財政の硬直化に歯どめがかけられないことも理解しているところでございます。

極端な例を申し上げますと、自治会の要望、経済団体、各種団体等の要望など、抜本的な見直しがあることも覚悟しなければなりません。そのくらいに事業評価は行政改革を進める上で重要な役割を持ちます。まだまだ第三者評価まで移行することはできませんが、内部評価のシステムを確立し、その後に第三者評価へと移行していく流れを模索しているところでございます。当面は内部評価を確立させることに力を傾注し、事業の必要性、効果性、有効性、進捗度などの確認に努力してまいりたく考えております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 松山義宗君。

○6番（松山義宗君） その公表の予定というのはあるのでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 冒頭申し上げましたように来年の3月の定例議会でございます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、松山義宗君の一般質問を終わります。

次に、原子力発電所再稼働について及び乳幼児医療費の無料化についてを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、通告に基づきまして質問に入らせていただきます。

猛暑と言われましたこの夏、関電管内の電力の最大需要は8月3日の2,682万kWでした。関西電力発表によりますと同日のピーク時の供給電力は2,999万kWでした。大飯原発の電力供給は236万kWです。ピーク時供給電力からこの大飯原発の電力供給を除くと2,763万kWになります。最大需要2,682万kWに対し81万kWの余力があったことがわかります。

原発再稼働がない場合には、原発の余力電力を利用して発電する揚水発電の供給力が減少をします。関西電力の場合、揚水発電は47万kW減少することになります。一方、関西電力は、火力発電を停止をさせていました。この火力発電を起動させることによる供給力の増加分は38万kWです。差し引いても72万kWの余力がありました。

また、関西電力が電力融通を受けることができる西日本各社の電力会社全体は、この日、大飯原発再稼働がなかった場合でも754万kWの余力がありました。ほか電力会社からの融通は十分に可能な状況でした。実際、関西電力は、電力需要が高まる夏には中国電力、四国電力からの電力の融通を受けることを前提に電力供給を調整をしています。送電ロスも少なく、無理なく電力融通を行うことは可能でございます。

しかし、関電によりますと、大飯原発の再稼働がなかった場合、非常に厳しい状況になっており、大飯発電所3・4号機の再稼働は必要不可欠であったと説明をされています。瞬間的な電力の需要変動にも対応できるためには、供給が需要をある程度上回っていなければなりません。供給が需要を上回る割合を予備率というらしいですが、関電が言う厳しい状況とは予備率が3%以下になることということでございます。この夏の81万kWの余力は、予備率でいえば3.02%でした。たとえ予備率3%を下回る状況ではあっても、直ちに計画停電などが必要になる水準ではありません。この水準は、あくまで政府が警報を出し、電力会社が電力使用を抑制する手段を講じる段階です。あくまで黄色信号が出ている危険ラインを切っていない状況であります。

関電は随時調整契約を大口需要家と結んでいます。この契約は、電気料金を割り引くかわりに電力需要が逼迫したときに電気の使用制限を要請できる契約のことです。強制的もしくは通告で需要を抑制する瞬時調整特約として24件、通告により大幅な需要抑制を行う通告調整特約として150件の契約を利用者と結んでおります。この特約を使うことで、電力需給逼迫時に瞬時調整特約で36万kW、通告調整特約で約7万kWの合計43万kWの需要減を見込むことができます。

また、関西電力は計画停電を避けるため、こうした需要抑制する取り組みに加えて、ほかの電力会社や新電力からの電力購入、ネガワット取引などの供給力を高める取り組みを行うことも可能としています。

計画停電の実施が発表されるのは、供給予備率が1%程度を下回る見通しとなった場合です。この夏の猛暑でも予備率が1%以下に落ち込んだことは一日たりともありませんでした。しかも、予備率が3%を下回りそうだとわかった段階で需給調整の努力をして計画停電を回避することは可能であります。電力が足りなくなりそうになった段階で可能なあらゆる手段を用い電力を供給する責任が地域独占を認められた電力会社にはあります。関電は、あらゆる手段を尽くすことなく大飯原発を再稼働をしました。安全対策もあいまいなまま危険な原発を再稼働し、原発なしでの電力供給の努力を迫及しなかった関電、政府の姿勢が改めて問われていると思っています。

関電は夏の節電期間が終了しても大飯原発の運転を継続をしています。しかし、電力不足論がもはや成り立たなくなった以上、直ちに大飯原発は停止するべきであります。伊根町から50km圏内に該当する大飯原発は直ちに停止するとともに、30km圏内で伊根町に一番大きく影響を及ぼす高浜原発の再稼働をさせないよう近隣市町と連携し、伊根町もアピールするべきと思いますが、町長に原発に対しての見解を伺いたいと思います。

次に、健やか子育て医療制度でございます。

「子供のいる家庭にとっては医療費は馬鹿にならない存在。どこに住むかによって助成内容が変



わるのなら、少しでも有利な自治体を選びましょう」と。これは不動産会社の住宅購入に際しての検討項目に入っている言葉でございます。具体的に自治体名を挙げて列記してあります。

このように、子育て支援の厚さは定住への一つの検討項目となります。定住は総合的な観点から判断されるものでしょうから、子育て支援一つだけでは解決できるものではありませんが、一つのアピールする視点には必ずなります。子育て支援の充実を求める父母の要求と国会、地方議会での論戦で、全国の自治体で子供の医療費助成が進んでいます。医療費の助成制度は、厚生労働省2011年4月現在によりますと、現在、全国すべての市町村で実施をされ、入院では中学卒業までの無料化が過半数、51.6%に上ります。小学校卒業20.8%、就学前まで19.7%と続いています。通院無料化しているのは、中学校卒業までが655自治体、就学前までの622自治体を上回っています。都道府県レベルで見ても、2004年には未就学児の通院無料化を実施していたのは8都府県でしたが、2011年には28都道府県になっています。2004年時点では小学生以上の無料化を実施していた都道府県はゼロでしたが、7年後には9都府県にふえております。全国的な流れとなっています。

安心して子供を産み育てる制度や環境をつくることは、私たち社会全体の責任です。医療費が無料化になることによって、早目に受診し、病気の悪化を防ぎ、医療費の抑制にもつながるのではないかと思います。若い世帯の人たちが住んでよかったと思える伊根町にするためにも、子供の医療費について検討が必要と考えます。伊根町では、子育て支援の一環として高校卒業まで医療費の助成制度を充実をさせています。大変ありがたいことで、評判のいいところですが、小中学生についてこの助成制度を実施している京都府だけでなく全国的にはほかの市町村と比べてみますと、月1,000円の負担というのは見劣りするところとなっています。従来のように健やか子育て医療助成制度一部負担金を早急に200円に戻すとともに、さらに無料化も展望し、充実した子育て支援制度にする必要があると思っております。

吉本町長も議員の時代に私どもと同様に中学校卒業まで200円にするということで頑張ってこられた経過もございます。改めて町長のお考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の原発再稼働についてのご質問でございますが、ことしの夏は、ほぼ前年並みの猛暑でございましたが、関西電力の強い節電の呼びかけと各家庭、企業の節電により電力不足に陥ることなく乗り切ることができたことは事実であろうかなと思っております。当伊根町役場におきましても14%の節電を達成できたわけでございます。

大飯原発再稼働に関する見解をお答えをいたします。

議員ご質問のとおり、本町は大飯原発から50km圏内、高浜原発から30km圏内で、万が一事故が発生した場合の町民に与える被害と影響ははかり知れないものがございます。原子力発電に頼らず再生可能エネルギーに移行することが最善の策であると思っております。これにつきましては、全国民が多分そのように思っておられると思います。

しかしながら、そう思うものの、それを即脱原発というわけにはいかない、いろいろな諸条件があるということは、悩ましい問題であろうかなと思う次第であります。それが最善の策であると思っておりますが、代替エネルギーへの転換が可能となるまでの間、再稼働した大飯原発にあっては、事故が起きることのないよう徹底した事故防止対策と安全対策をお願いいたしたく考えます。

また、原子力規制委員会が安全審査の徹底を図ること、そして当然その安全審査というものをクリアいただく。それが大前提でございます。高浜原発でございます。まさに原発事故が起きれば、ふるさと伊根町を失う、移住も余儀なくされることが現実でございます。よって、安全であることが確認されなければ、稼働は容認できるものではありません。原子力規制委員会、原子力規制庁の責任ある判断をお願いするものでございます。

続きまして、乳幼児医療費の無料化についてのご質問でございますが、平成22年12月の定例議会において同じ内容の質問を受けており、そのときと同じような回答となろうかと思っておりますが、よろしくお願ひいたしたく思います。

伊根町健やか子育て医療費は、平成22年度から対象を高校生までに拡大し、助成を行っております。高校生まで対象としている市町村は、現在でも京都府下、我が町と南丹市、この2つだけでございます。また、京都府下の半数以上の市町村は、その対象をまだ小学生までとしております。

一部負担金につきましては、近隣市町は、入院・通院ともに中学生まで200円でございますが、高校生は対象外であります。伊根町は、入院は小学生まで200円、中・高は1,000円、通院は6歳まで200円、小・中・高が1,000円となっており、近隣と比較して若干高くありますが、幅が広くあります。他の市町村と比べ見劣りすると言われますが、自己負担は1,000円とし、高校生まで対象を拡大した伊根町の制度は、どうしてしんのある制度のように思っております。

全部200円とした場合には年間四、五十万ほど、全部無料とした場合には七、八十万ほどの町の負担であり、それほど大きな負担とはなりません。私としても、これぐらいのものならば無料としてもいいのではないかなと迷うところではございます。しかし、そのように医療費のたがを外してしまうと、薬事法の改正により風邪薬や頭痛薬などの薬が薬局やコンビニ等でも購入できる中、コンビニかわりに診療所を利用されるケースも考えられます。また、近年は、議員おっしゃいましたように少子化対策として幾つかの市町村が子供の医療費の無料化を進めておられますが、そのことによる子供の受診が急増しているように伺っております。

医療というもののサービスを受けた者が、一定の自己負担を持つとするのか、持たなくてもよいとするのか、この大前提が問題であろうかと思えます。私は持つべきと思えます。持つのなら200円が妥当か、1,000円が妥当か、小学以上の通院、中学校の入院は、持つならば1,000円が妥当ではないかと考える次第であります。

充実した子育て支援制度は、私も目指すところでございます。しかし、充実はよいが、過度の支援は考え物でございます。したがって、今のところは200円または無料とすることは考えておりません。しかし、先ほど議員おっしゃいましたように、不動産屋のPRで医療費の安いところの地域はなどと言われると、甚だちょっと辛いものがありますね、たとえ200円、1,000円の話であっても。

さまざまな支援制度のあり方について、議員各位はもとより、関係者、関係機関、関係団体と議論あるべきと考えます。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 大谷功君。

○9番（大谷 功君） まず、原子力発電所の件でございますが、高浜原発につきましても、いろいろ調べられておるようでございますが、現地のことだけでなく、伊根町が原発の事故があった場合にどういうふうに対処するかということも再稼働に対する大きな一つのポイントとなるのではないかとこのように思っています。きょう原子力災害住民避難計画や災害対策計画編というのを手元にいただいておりますが、こういうものについても、ぜひ議会で十分説明いただきながら、議会内で議論させていただいて進めてほしいなというふうに思っておりますが、その件についてひとつお伺いします。

それから、乳幼児医療費無料化の件でございますが、いろいろと町長も迷われていることだろうなというふうに思いますが、引き続き私も、またほかの議員からも、こういう無料化についての意見も出ておりましたので、十分検討して、何度も何度も述べさせていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 本当に原発事故、起こっては困るものでございます。そう言いながらも、起こったときにはどうするのかという対策は立てております。きょう多分議会の皆さんにも、でき上がっておりますので、案の部分もございませけれども、原子力災害対策計画、これについてご説明を申し上げることとなっておりますし、また、この前、丹後海陸交通さんとも避難のときの協定も結ばせていただいております。また、各避難所における場所での信連さんから停電をしたときの電気がないときの補助電源についての寄附もいただいております。いろいろと対策もとらせていただいておりますし、考えさせてもいただいております。またご説明申し上げます。

また、乳幼児医療につきましては、本当に確かに私も議員になったときに小学生までを中学生ま

で持っていけと再三向井町長さんに食いついて実現を図った覚えがございます。それが一応財政改革の中で、200円は安過ぎるから1,000円にというふうにしたわけでございます。それに基づきながら、それはおいといて、それでも拡張しようということで高校生まで持っていかせていただいた経緯がございます。そういう形で充実を図った。200円がいいのか、1,000円がいいのか、はたまた無料がいいのか、このことについては皆さんとともに本当にこれから研究させていただき、議論させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、火葬場の活用促進について及び防災倉庫周辺の整備についてを通告議題とし、上辻亨君の発言を許します。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

火葬場の活用促進について。

本町の火葬場は、平成12年度より新しくなり、稼働、活用されておりますが、5年前から利用率の低下が見られます。平成12年度の利用率は98%でありましたが、昨年23年度は36%と減少しております。火葬場の使用として、死亡者または喪主の住所が町内にある場合は死体1体につき2万円、町外の方は4万円となっております。ちなみに、宮津市では市内の方6,000円、町外の方1万8,000円、与謝野町では町内の方1万3,000円、町外の方5万円となっております。金額は他市町に比べ若干高いような気もしますが、国民健康保険の被保険者が死亡した場合、葬祭費として5万円を支給する、よい制度もあると思っております。そして、ここ近年、町内の方が葬儀をされる場合、他市町での葬儀が多くなってきたように思います。

高齢化により、町内に家族、身内の方がいない。村の人の手をかりたくない。家族葬をする。今後のつき合いができないから香典は受けとらないなど、葬儀の行い方も時代とともに変化してきているように思います。町内には、葬儀屋、葬祭センターもなく、どうしても他市町での葬儀が多くなりつつありますが、本町にある火葬場の1年間の管理運営費、平成23年度174万6,000円かかっております。与謝野町は、町外の火葬の受け入れを1日1件と制限されたこともあり、町内の方が亡くなられた場合、町内の火葬場を利用していただけのようなシステム等、利用率を上げるための対策の考えはないでしょうか。

また、近年、葬儀のスタイルの変化もあり、家で葬儀を出すといったことも減少してきております。本町には、民間の葬儀屋、葬祭センターもなく、町内の多くの方は他市町にある葬祭センターを利用されるように思います。他市町で葬儀をされた場合、他市町での火葬となると思えます。町内に葬祭センターのような施設があれば、町内の方や町外の方の受け入れも考えられます。町内にある空き施設等の活用も考えていただいて、本町の火葬場の利用率向上、町内にある仕出し屋、商店、町内企業の景気回復・向上を考えますが、本町としての取り組みの考えはないでしょうか。

次に、防災倉庫周辺の整備について。

桜が丘運動公園テニスコート下にある防災倉庫周辺ですが、以前、奥野議員からもご指摘があったと思いますが、周辺は草木で覆われて、周辺の町民の方から、非常に見苦しい、草刈りとかせんのかとか言われました。3・11以降、全国の自治体では防災力の強化に努められていると思えます。防災倉庫は、地域防災の備えとして、さまざまな物資や消耗品が保管、管理、備蓄されていると思えますが、町内にある防災倉庫周辺は、よく見える場所でもありますが、夜になると車の通行量も少なくなります。周辺が草木に覆われていると、不審火や盗難等も考えられます。町民の方々の安心が防災倉庫に保管されていることも考えていただいて、周辺の草木の清掃やセキュリティー強化を考えますが、町長の考えをお聞きしたいです。

以上につきまして、答弁を求めます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員のご質問にお答えをしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、現在の火葬場が平成11年度に完成以降、伊根町で亡くなられた方の伊根町火葬場利用率は、平成17年度までは9割以上のご利用をいただいておりますが、それ以降は年々利用者が減少し、平成23年度には36%程度となっていることが現実でございます。この原

因につきましては、もう明らかでございます。町外の葬儀場を使用する一つのライフスタイルの変化であろうかと思えます。

しかしながら、葬儀については、喪主さんがさまざまな事情を考慮した上で葬儀場、葬儀場所を決められ、便宜上一番望ましいと判断された火葬場を利用されます。個人の判断により一連の葬儀が行われるものでございます。個人宅で行おうが、お寺さんで行われようが、葬祭場で行おうが、それらの宗教的行事について行政が立ち入るものではないと考えております。

また、住民の便宜を図れないものかと、平成22年には圏域内の関係業者の意見も伺い、町内での葬儀ホールの設置についての検討も行いました。しかしながら、民間の参入はもとより、公の施設建設も困難であると判断した経過もございます。

伊根町火葬場を使用するのに特段不便があるというならば、それは改善をせざるを得ません。改善する必要がございます。しかしながら、殊さら何かをして利用率を上げる。そういう必要はないのではないかなと考えております。

2点目のご質問であります。今申し上げましたように葬儀を執行される施主のご判断でございます。町内業者の利用を希望するならば、料理、飲食業界等各店舗が一致協力して営業活動をされればよいかと思えます。町としては、火葬場の活用による町内企業の活性化ということは考えておりません。

3点目の防災倉庫周辺の整備についての質問でございますが、議員が指摘されているとおり、倉庫周辺は集落から離れ、人通りもない場所に設置され、周囲は山林、周辺も雑木が茂り、管理上さまざまな課題を抱えております。

このような中で、不審火や盗難などの心配が危惧され、一定の改善を行う必要性は感じておりますが、面積が大きく、除草作業も多額の経費がかかりますし、地盤の不陸整正も必要になることから、管理経費を見送ってきました。特に空き地については、台風23号の教訓として、瓦れきの1次ストックヤードとして利用したく手をつけていないことが主な理由でございます。

今回、議員のご指摘を機に、セキュリティー管理とまではいきませんが、防犯灯の増設や周囲の管理が容易となるよう必要最小限の舗装工事と雑木伐採並びに定期的な草刈り、清掃は必要と考えており、25年度から実施できるよう検討をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） 火葬場をできるだけ使わないのが本当はいいのはいいんだろうと僕は感じておるわけですが、1年間かなりの多額な管理費もかかっておるわけですし、1年間、毎年せんなん炉の検査も18万円かかると聞いております。できれば町内の方に使ってもらえるのが一番ありがたいのかなというふうに感じております。

あとは防災倉庫の周辺ですが、できるだけ早く、電線等にもつるが巻いたり、植木等が倒れたりもしたりしているところもあるので、早急をお願いいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

次に、町道亀島本庄浜線、野室、本庄浜間の改良について及び新規漁業及び新規漁業者への補助を（個人）を通告議題とし、三野三千彦君の発言を許します。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいというふうに思えます。

初めに、町道亀島本庄浜線、野室、本庄浜間の改良についてを質問させていただきたいというふうに思えます。

町道亀島本庄浜線につきましては、今回で4回目になるのかなというふうに思っております。今年3月の議会でも一般質問したところであり、質問のたびに前に進んだ答弁がいただければよいのですが、今回は3月の一般質問よりよい答弁を期待し、質問をしたいというふうに思えます。

町道亀島本庄浜線は、海岸線を走る道路で、その間、漁港は4港あり、また海水浴場は2カ所を有する延長約11kmの町道であります。道路からの海の眺めもよく、また多くの魚釣りファンも通る道路でもあります。産業、生活、通勤、通学及び観光道路として欠かすことのできない道路で

もあります。京都府の代行等で伊根津母間は整備がなされたところでもあります。また、津母野室間につきましては、伊根町により改修がなされてまいりました。この町道で改良がなされないのは、野室本庄浜間約1.6kmであり、この間は危険な箇所もあり、また狭いところや舗装も悪く、側溝は雨が降るたびに詰まり、道路への雨水が流れ出している状況であります。また、道路へ木がかぶさり、これから雪が降ると、なおかぶさってくるのかなというふうに思われます。野室本庄浜間においては、伊根町営のコミュニティーバスも運行されております。安心・安全の面からも改良が必要かと思われます。また、本庄地区区長協議会からも長年にわたり要望が上がっているところでもあります。

本区間の道路については、3月議会の質問の答弁において、点検調査を行うということでしたが、その後どのようになっているのか。防災・安全対策の面からも一年でも早く改良工事をさせていただきますよう要望いたします。

次に、新規漁業及び新規漁業者への補助をとということでございます。

漁業は伊根町の基幹産業であり、平成23年の水揚げ高は10億1,814万4,000円で、農業の約10倍強ありますが、近年、高齢化が進み、船の数も少なくなってきております。また、漁協合併により、伊根町の漁協組合員数も年々少なくなってきているのが現状であります。若者がなかなか漁業に携わらなくなり、このままでは個人漁業が衰退していくのではないかと危惧しているところでもあります。

特に、はえ縄漁については高齢化が進んでいるように思われます。平成23年、はえ縄量の水揚げは、伊根、蒲入を合わせて3,681万3,000円ですが、いつまで維持できるのか心配しているところでもあります。

伊根地区においては、養殖漁業が行われ、魚養殖の水揚げは6,551万1,000円となっております。また、近年、カキ養殖にも取り組まれているようにもなっております。水揚げは、まだ236万5,000円とまだまだ少ないのですが、今後、伸びてくるのではないかと期待しているところです。このような新規漁業に伊根町独自の補助をし、伊根町の漁業を育てていくのはどうでしょうか。

また、伊根浦、新井崎水産では、他の市町村より若い新規漁業者を見かけるようになってまいりました。定置網、底引き網においては、平成21年より漁業担い手確保・育成対策事業として国の補助を活用して担い手確保等に取り組んでいるところです。伊根町においても、このような新規の漁業者への助成を考えていただき、伊根町の漁業が衰退していかないよう、また若者が他の市町村から働きにきてもらえるような環境づくりを伊根町として考えてはどうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、三野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の野室本庄浜間の道路改良についてのご質問でございます。

通告書にもあるとおり、平成23年の3月議会でもご質問いただき、このときに、町道整備計画に基づき改良を進めます。地区の要望を踏まえ、点検、調査をさせていただき、抜本的な改良工事はできませんが、必要最低限の改良工事、防災対策工事、安全対策工事に特化した対策を講じていきたいと考えております。そのように回答をさせていただいております。

この町道は5m幅員で改良工事がなされており、幅員は狭いわけではありません。したがって、見通しの悪いところの改良やのり面などの防災対策の工事を実施していくこととしております。また、危険箇所については、今年度、のり面防災点検調査実施など、少しずつですが、進捗をしております。今後とも引き続き道路整備計画に基づき計画的に実施してまいりたく考えておりますので、しばらくお待ちをいただきたく存じます。

2点目の新規漁業及び新規漁業者への補助についてのご質問でございます。

議員のおっしゃるとおり、漁業従事者の高齢化により、船を手放し、漁業をやめる方が多くおられます。また、船を手放したのをきっかけとし、合併時に定められた准組合員の権利の制約等により、組合離れも進んでいるように思います。

伊根町としても、町の基幹産業である漁業を守るため、原木魚礁設置事業や種苗放流への補助を

行い、水産資源の増大と安定に取り組んでおります。また、12月補正で予算を可決いただきました担い手確保対策事業により、伊根町の漁業で漁獲、従事者とも大きな割合を占める大型定置会社への補助も行うように進めているところでございます。

ご質問の新規漁業への補助については、これを対象の補助と特定されていませんが、伊根町沿岸漁業振興対策事業補助金交付要綱があり、その中に、漁業協同組合のみでなく団体や漁業者も対象とした施設整備の補助事業があります。また、整備に必要な借り入れた資金について、伊根町漁業近代化資金等利子補給金交付要綱があり、漁業者の負担軽減の措置もございます。さらに、漁業を利用した2次化、3次化を行う場合には、さらに国の制度もありますが、町の伊根町開業支援金交付事業も利用いただきたいと思いますと思っております。

また、議員先ほどおっしゃいました国の補助によりましての例えば定置網だとか底引き船の従業員を見習いで入ってもらって養成するというのがありますね。これにつきましては、応募いただければ、町内の大型定置でもこれは実施できますので、会社のほうからまたご応募いただきたいと思いますと思っております。

農業と比べて決して手厚い制度ではありませんが、これからも漁業の実態を踏まえつつ必要な措置が講ぜられるよう、漁業者の皆さんとの懇談会を開催して、取り組み可能な施策や事業を把握し、本町の漁業振興の推進に努めたく考えております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 町長が今言われましたように、それぞれ協同組合他団体等には補助金はあるのはあるんですが、個人へのそういう補助制度というものがほとんど言うていいほどないので、そういったものをまた創設していただければ大変ありがたいというふうに思うんですが。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 漁業組合員の方には、個人でもないことはないんです。先ほど申しましたような近代化資金だとか、いろいろとございます。また、この前、先ほども申しましたように議会で提案して可決いただきました漁業会社への定住促進も兼ねたそういう宿舎を整備する。そういうものもできるわけでありまして。

その点につきましては、やっぱり個々の漁業者の皆さん、定置株式会社の皆さん、例えば商工会であったり、観光協会であったり、いろんな団体もございますので、そういう皆さんとお話をさせていただく中で、どういう方策がいいんだろうなど。そういうところを考えながら、また進めさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、三野三千彦君の一般質問を終わります。

次に、ソバ共済設立の要望についてを通告議題とし、泉敏夫君の発言を許します。8番、泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） それでは、通告書に従いまして、ソバ共済設立の要望についてということで質問をさせていただきたいと思います。

ことしのソバの刈り取りも終わりました、ことしの収量は平年以上、反当約68kgと聞いております。伊根町では、そばを町の特産品と位置づけており、転作作物の主要としてソバの転作を推奨しております。農地の保全にも貢献しております。また、毎年、筒川地区では、そば祭りを実施され、多くの来場者があり、伊根町のそばの魅力は町内外に強く浸透しております。

現在、農水省は、ソバを戸別所得補償制度の対象とし、生産拡大を図っていますが、ソバは天候に大変左右され、作柄の安定が難しい作物だと思います。ソバを5a以上栽培し、生産者の全量をJA等に出荷している農家で、原則、過去5カ年の出荷数量が把握できる農家が対象ですが、ソバ共済は発芽期から収穫期、そのうち獣害・自然災害も含め補償もでき、ソバ生産農家も生産意欲がかなり上がってくるんだろうというように思います。

現在では、全国で10道県でソバ共済を実施されております。この近在では、兵庫県、福井県等が行われているように思います。補償もでき、ソバ生産の農家の生産意欲が高まると思いますし、この制度を京都府及びNOSA Iにお願いしていただき、農家の生産拡大と経営安定を図れるため

にも要望していただきたいというように思います。

ちなみに、11年度の引受面積の半分の被害が、引受1万6,784haに対しまして共済金が8億3,000万円というかなりの被害が出ておまして、これらにつきましては国が支払いをしておるところでございます。収量の2割から補償というような制度で、農家にとってはかなりの魅力ある制度だと考えております。どうかそれらにつきまして町長さんの考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、泉議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ソバ共済設立の要望ということでございます。

ことしも筒川そば祭りに参加し、たくさんの来場者があり、活気があって大変よかったなど関心をしております。また、ことしのソバの収穫については、伺いましたところ、ありがたいことに例年の4t前後であったものが7t近くの豊作であったと聞いております。

さて、ソバの共済についてのご質問でございますが、議員が指摘されているとおり、ソバは土地利用型作物として、また伊根町の特産品として位置づけ、推奨をしております。全国では、ソバ産地を形成し、共済設定をしている道府県もありますが、それらの県では、毎年一定量のソバを生産し、価格も安定していることから、共済設定が可能となっているわけでございます。

京都府でソバの共済設定を行うには、まず基礎数値の設定を行います。それは単価設定と掛金率の設定でございます。単価設定には、京都府内でソバの販売価格の平均値を時系列で数年分算出する必要があります。掛金率設定では、国の定める掛金率がありますが、京都府内のソバ生産が負うリスク、いわゆる鳥獣害や高温等気象による地域性であります。そういったものを考慮する必要があります。これらの算出に相当の時間を要するわけでございます。

そして、周年生産量の見込みを出す必要があります。京都府内で一定量のソバが安定的に生産されなければ、ソバ共済の原資となる掛金が集まらないため、安定しておりません。そのためにも京都府下市町村すべてで毎年生産されるソバの量を調査する必要があり、これにも時間を要します。そのような関係で、設定には数年を要するとのことでございます。

丹後農業共済組合の見解では、根本的には、京都府内のソバの生産量自体が不確定で、作付が多くなく、共済を設定できる量でないため、これまで導入の検討がされなかったと聞いております。また、丹後農業共済組合は、来年度、府下4組合が合併し、京都府農業共済組合になります。その合併予備契約書の中で、共済事業の中に畑作物共済としてソバが新たに盛り込まれました。そうありますので、ひょっとして議員の要望におこたえできるのかなど。そのように思う次第ではありますけれども、そう期待するわけでございますが、しかしながら、先ほど述べさせていただきましたような理由から、実現にはなかなか厳しいものがあるようでございます。しかしながら、議員のおっしゃるように我々も要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） ありがとうございます。

先ほど言われましたように、来年の4月に京都府一共済組合ということで発足されまして、そのうちの4月の総会において、畑作物共済の中のソバ共済が定款変更されるというように聞かせていただいております。そうした中で、すぐにはできんとは思いますが、やはり京都府さんの指導により、さらに近くでソバ共済が実施できるんだろうというように考えられるんです。

そうした中、やっぱり収量の2割減の補償から、また国が掛金率の55%を負担という大きな魅力もございます。何とか、やはり農家の立場に立ったソバ共済ができますよう、ひとつお力添えいただきまして、早期にできますことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、泉敏夫君の一般質問を終わります。

次に、伊根中学校全面改築についてを通告議題とし、和田義清君の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） 休憩が入るかなと思いつつながら、気だるい雰囲気の中ですけれども、ラスト2人、長くなりそうな2人かもわかりませんが、ひとつおつき合いのほどよろしくお願ひし

たいと思います。

それでは、伊根中学校全面改築について、私の一般質問に入らせていただきます。

前段として、これまでの経緯を私の観点を交えてお話しさせていただきたいと思います。

本年の平成24年第1回定例議会において、伊根町立小学校及び中学校設置条例の一部改正条例案が全員賛成で可決され、平成26年4月1日をもって本庄中学校は廃校となり、現在の伊根中学校の場所において、ともに一つの学校の中で子供たちが学ぶこととなりました。住民の関心も高い事案であり、判断を下した我々議員にも、この件に限らずですが、住民や保護者の方々に対しまして明確に説明責任を負ったことになったと認識しております。

ここに至るまで、さまざまな議論や討論を交えた説明会や会合等がありました。この設置条例の一部改正可決の直前に私は質問及び確認をさせていただいたことを記憶しております。可決前の時点では、まだ移築、改築を伴う全面改築が決定していることではなく、耐力度調査前の段階であり、はっきりとしたものではありませんでした。しかし、恐らく校舎の建設年数や老朽度を考えれば、全面改築の可能性は高いのではないかというふうに推測はできました。

住民懇談会や議会に対しての説明会の中でも、もし全面改築、いわゆる新築になった場合、26年4月の統合までの2年間という限られた期間で、きちんと校舎もグラウンドも整備された上で学校に入れるのかという指摘がございました。特に、その年に受験を控える保護者の方々は不安になっているという意見がありました。その懸念はどうなるんですかという私の質疑に対しまして、教育次長は、先のことで判断することはできないが、そのようなことがないよう、とにかく早い調整をして、なるべく早い工事着工、完成を目指し取り組んでいくというようなご答弁をいただいたと記憶しております。その後は、全面改築の許可をいただくことができ、現在に至っているところであります。

2年間の限られた期間の中でのスケジュールとはいえ、多額なお金を投入し、約半世紀弱、40年から50年にわたって使用するであろう新しい学校をつくることになるわけですから、保護者、住民の意見や要望、意向に耳を傾け、地域に根差した学校運営、学校建設をしていただく体制を構築していただくよう、他市の学校視察の報告とともに我々の会派を通してお願いもいたしました。新しく学校統合、学校建設するに当たって、さらなる教育の大きな観点、視点を持って当たっていただきたいと思っております。

このことについては、本年の4月に、中学校等新学習指導要領の全面実施に当たって、文科省大臣からのメッセージからも見受けられると思います。このメッセージ内容をかいつまんで説明させていただきますと、子供が心身ともに健やかに育つことは、地域を問わず時代を超えたすべての人々の願いであり、すべての子供たちの生きる力をはぐくむことについては、皆様のご理解とご協力が必要である。東日本大震災に際して、被災地の子供たち、特に多くの中学生が、自分の命を守り抜いただけでなく、地域の避難所運営の手伝いや清掃ボランティア活動等に進んで取り組み、さまざまな困難を乗り越えて大きな力を発揮した。こうした生きる力は、多様な人々とのかかわりやさまざまな経験を重ねていく中で豊かにはぐくまれるものであり、そのためには学校、家庭、地域の連携、協働が不可欠である。地域とともにある学校づくり、学校からのまちづくりを推進することにより、地域や学校の教育活動に協力参画して教育の質を高め、さらに、そこで生まれた信頼関係、きずなが地域全体を活性化していくよい循環を日本全国で実施していきたいと。このように述べておられます。これは、以前、教育長もおっしゃられておられました、まさに生きる力、この生きる力の習得場が学校であると思っております。

今の日本は、景気、経済の後退だけでなく、道徳観も失われた世の中と言われております。学校の中にも、いじめによる自殺問題、受験を乗り越え高校、大学に進学し、卒業しても就職困難な時代であり、この厳しい世の中を生き抜き次世代を担っていく子供たちに生きる力、生き抜く力の土台を生まれ育ったこのふるさとの地で、このふるさとの学校で習得させることは、我々の責務でもあります。

私は、議員になる以前から、この四、五年間、学校統合問題にかかわらせていただきました。その過程で、学校統合、設置、運営に関する事例も研究する機会がございました。

ここに民間会社が調査しました公立小学校の統合事例等の資料がございます。平成23年3月に



作成されました資料ですが、中身を見ると、若干規模や統合する学校形態の違いはございますが、統合に至る背景、進めていく上で生じた課題やその克服方法、統合後の状況及び統合後に生じた課題等々、ここで詳細な説明はいたしません、現状懸念されていること、また懸念されるであろうと予測される同様のことが記されていて、目を通してみますと話題は共通のものがかなり多いなどというふうに実感しました。

1つ例を挙げると、人口規模が5,000人以上1万人未満のくくりで、地域区分、地域形態は伊根町と非常によく似たまちがございました。学校建設に取り組んだ期間の例を申し上げますと、平成16年6月に計画公表をし、4年間の検討期間を経て、平成20年4月に学校建設の完了時期を迎えております。ただし、この場合は、統合予定校をすべて廃校にして4つの中学校が新たな学校を新設とする新設統合の実例でございます。この実例の公表計画から建設に至るまでの期間だけを見ると、確かに時間をかけ、保護者や児童・生徒、地域住民の意見を十分に取り入れながら、理解と協力が得られるように綿密に計画を立てて進めた統合であると受けとれます。いずれにしましても、児童・生徒の人口推移を注視して、事前協議を進めていくことが重要であろうと実感いたしました。

話のほうをもとに戻したいと思います。

全面改築の計画がいよいよ明確になり、計画ができ上がり、住民説明会を行う前に、議会に対して2回の説明会がありました。その後、町内4地区、4カ所で説明会が行われ、その説明会の中で、さまざまな意見、要望、質問等を聞くことができました。また、本庄小中学校区の保護者からは、町長、教育長あてに中学校統合に関する要望書も提出されたと聞いております。今回は、その説明会で出た意見をもとに、通告書に従い以下の4点について教育長のほうにお伺いしたいと思います。

4地区の説明会終了後、説明会の中でどのような意見があったのでしょうか。また、それらの対応策を含めて、説明会の報告を求める意見もございました。報告会の実施予定がないのなら、ホームページ上にて、議会に対しての説明会、教育委員に対しての報告会——これはいわゆる教育委員会での議事録等——を公開することはできないのでしょうか。

2点目です。全面改築後、現状よりかなりグラウンドが狭くなることに対して、不安視する意見が多数ございました。どのような対応策を考えておられるのか、ご教示をよろしくお願いたします。

3点目、グラウンド拡張をするとすると、多大な費用と時間を要するのではとの意見があり、同じお金と時間をかけるなら、もっと適切な場所に再計画をしてはとの意見もありましたが、この件についてのご見解をお伺いたします。

4点目、住民説明会が行われる前に、議会に対して2回にわたり説明会がありました。その中でも、この先約50年にわたって使用される学校を建設されるのなら、保護者、地域住民の意見、意向をできる限り反映すべきと提言もさせていただきました。この件についてのご見解を再度お伺いたします。

以上4点、教育長のほうよろしくお願いたします。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 質問に答える前に、少し報告をさせていただきます。

きょうは小学校中学校の終業式でありました。4校の校長より、4校の子供たちすべて元気に2学期を終えましたということで、通信簿等含めて、すべて渡して家庭に返すことができました。子供たち、そして家庭の協力、そして地域の皆さん、議員の皆さんも含めて、登下校あるいはふだんの見守り等大変お世話になったこと、重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございました。冬休みは、あすから1月7日まででございます。8日から始業式に入るとのことでございます。

それでは、和田議員の質問にお答えします。

11月に4地区で開催しました伊根中学校全面改築に係る住民説明会で、4つの質問を受けております。順に説明をさせていただきながら回答としたいと思います。

初めに、1つ目の説明会の中でどのような意見があったのかのご質問ですが、いただいたご意見は4つに大体分けることができると思います。この4つにつきましては、先日、本庄中学校、本庄小学校の保護者を代表しまして、本庄中学校の会長さんが町長あて、そして教育長あての文書を

いただきました。それも含めておりますので、承知をお願いしたいと思います。

1点目は、校舎の建設場所についてであります。体育館の一部がレッドゾーンにかかるが、大丈夫かというご質問でした。津波等を想定した場所の選定がなされたのですかという内容でした。これら2点については、もう説明をしましたので、次にいかせていただきます。

2点目は、校舎の設計についてであります。校舎への防球対策はいかがか。冷暖房の設置は考えているのか。新校舎は府道沿いなので、目隠しあるいは防音等のセキュリティー、プライバシー等々の配慮がなされておるのかということでありました。

3点目は、グラウンド等敷地についてであります。グラウンドが狭い、山を削る等の対応はできないのか。グラウンドを子供たちはいつになったら使用できるのか。

そして、最後4点目は、工事期間中の学習及びクラブ活動についてであります。工事中の3年生への配慮はどうか。取り壊し等の騒音の影響が懸念される。学年の途中で使用する校舎が変わることは困る。工事中のクラブ活動はどう対応するのかといったご意見をいただきました。

まず、1点目の校舎の建設場所ですが、一応レッドゾーンだとか、そういったことはもう言いましたので、津波対策についても9.5程度でございましたので、これについても2階から道路に20mのところに行ける連絡橋を考えるというようなことも話をさせていただいたところでありました。

校舎の設計については、防球対策は行います。そして防音、それから冷暖房の対温度に対して、室内温度の調整を図るような強いガラスを入れるということでありました。それから、府道沿いなのでということですが、約12m離れておりますので、大丈夫だろうというように想定しております。

それから、3点目のグラウンドが狭い、山を削るということで、きのうから調査に入っております。ボーリングを何カ所か行いましてやるわけですが、急傾斜地ということで、特に校舎と体育館の間が非常に急傾ということで、以前土砂崩れがあった場所でございますし、念入りなボーリングを行って、一定削って、そして一定の歯どめをかけて、そのことによってグラウンドが約20m近く大きくしたいというのは思っております。ただ、これは調査の結果によります。

それから、グラウンドは子供たちはいつになったら使用できるのか。これは、2年間かけて工事を行いますので、26年いっぱいかかるのかなというように思っております。

4点目の工事中の3年生及び1・2年生の扱いですが、一応今のところ2つの考え方を持っております。そのまま伊根中を使う方法、それから、もう4月1日から開校式、そして始業式を終えた後、すぐに本庄中学校で1年間学ぶ。いろんな検討を今重ねております。どれが一番合理的で、子供さんに、そして保護者に、地域に、そして学校にとってプラスになるのかというのを今想定しながらシミュレーションを出しております。

次に、説明会后に再報告の有無についての意見があったんですが、再報告の実態はないと言われたそうであるから、ホームページ上とか説明会だとか、議会に対しての説明とか教育委員会に対しての報告等の公開をすることはできないかのご質問であります。まず1つは、説明会でもお話ししましたが、再度の報告会はしません。説明会の会議内容を広報等で報告することは考えていません。すべて大体その場所で回答させていただきましたので。

そして、いただいた意見の中で反映できるものにつきましては、できる範囲内のことにつきまして、すべて盛り込ませていただいております。今のところ、校舎を少し移動させようということが1点、それから山を崩そう。それから平田川を少しのり面を使う。そういったことを今検討中でありまして。広報でお知らせする予定にしています。

なお、説明会の会議録は、教育委員会事務局に、すべてテープを撮りましたので、起こしてありますので、持っております。教育委員にはすべて見せて検討はしました。ということで、公開しておりますので、いつでも来ていただいたらお見せすることは可能であります。

次に、2つ目ですが、全面改築後、現状よりグラウンドが狭くなることに対し不安視する意見が多数あったが、どのような対応を考えているのかとのことでありまして、どの会場でも、グラウンドが狭い、両翼90m欲しいというご意見がございましたが、大体70m、最高で77mの範囲内です。90mにすると約13mほど足りませんので、それは先ほど言いましたようなことで解消できるのかなというように考えております。

ただ、平田川ののり面の用地を確保する計画ということをお知らせしてもらいましたが、その実現に向けて、現在、振興局、それから業者との話し合いを持って、測量設計を委託して、今のところ現場での作業が進んでいるというところまでの報告になります。結果につきましては、3月頃に出ますので、また議会で間に合えば、そこで報告はできるのかなというようには思っております。

3つ目のグラウンドを拡張するとなると多大な費用と時間を要するのではとの意見がございましたが、同じお金と時間をかけるなら、もっと適切な場所に再計画してはとの意見についての見解を伺いたいとのことでありますが、今回の計画は新築ではありません。あくまでも危険校舎耐震用ということで、今の校舎の場所で全面改築ということに考えております。これは3月議会で説明したとおりでございますので、そのような形で、大きく離れて校舎を改築することは困難であります。それから、補助金も不可能であります。ということで、現在の面積を基準として改築計画をするというようにご理解いただきたいと思っております。

最後に、4つ目の質問ですが、住民説明会が行われる前に議会に対しても2回説明会があったと。その中で、50年にわたって使用される学校をするなら、保護者、地域住民の意見、意向をできる限り反映すべきとのご意見で、その件についての見解、対応を聞きたいということですが、今回の全面改築は50年ぶりとなる一大事業であります。一回建ると大体50年近く使うであろうと想定されます。そういう意味で、多額の予算が伴う大きな事業であります。今回の改築が完了し、次の建設を考えますと、そういう推測ができるわけです。そういうことから、今後の長い年月を見据えての計画をいたしております。

その計画内容については、保護者、地域の皆さんから、今回の説明会、それから4年にわたる統廃合の説明会の中で、十分ご意見はちょうだいいたしました。そのようなことを踏まえながら、そして先生方からもご意見をちょうだいしました。すべての方々から意見をちょうだいしたことを考慮し、業者との協議、委員会での検討を今後も政治的に行っていきたいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

グラウンドが狭い、学校敷地及び周辺環境の安全・安心の問題など、解決しなければならない問題や不安視する意見がありますことは承知いたしております。子供たちが学び、夢をはぐくむ新しい校舎、町民の皆さんから愛される校舎となるように、この一大事業に誠意取り組んでまいりたいと考えております。議員各位様のご支援、ご協力、そして地域の皆さんの絶大なご理解とご協力をお願いしまして、答弁いたします。

ありがとうございました。

○議長（宮下愿吾君） 和田義清君。

○1番（和田義清君） ありがとうございました。

3点ご質問がございます。

まず1点目、私が質問をしました1点目の、これは情報公開ということになるのかなと思うんですけども、保護者、住民の方は、いろいろな事情があって、会場に来られなかったりとか、地域間の隔たりがあって、ほかの地域にも行きたかったけども行けなかったという方が、特にこの意見に対しては保護者が中心なんですけれども、いらっしゃるわけなんです。要は、ほかの地区でどういう意見が出とったのかということが知りたかったわけなんです。それは、個人的に私は4回出たので、そういうふうにご質問されてきた方には一応私なりに質問はさせていただいておるんですけども、大きな統合という問題にかかわる中で、時に会議には教育委員さんの顔も見られましたが、余り見られないし、教育委員会という中でも、どういうことが話されて、どういうふうに決められておるのかという保護者の声が実際あるわけです。その辺を踏まえて、来たら見せてあげようではなくて、もうあえてホームページ上に、こういう議論で、こういうふうに決まりましたというのを載せるというのは、私は非常に手段としては有効な手段ではないかなという観点で、こういう1点目の質問をさせていただいていましたので、ぜひこれはやっていただけたら、情報の透明性というか、その辺がはっきりして、どういう議論がなされて、どういうふうに物事が進んでいるのかというのは、それを知りたがっている保護者、住民の人にはわかりやすいと思うので、ぜひやっていただきたいと思っております。

あと、2点目は、検討課題に入っているという、26年4月1日以降の生徒の滞在场所ですね。

2つの方法があるとお聞きしました。伊根中をそのまま使用、もしくは本中を1年間使用、この辺に関して本庄小中学校区の要望書のほうにも多分あったと思いますけれども、この辺のことにしても、多分、恐らく校區別にじゃなくて、向こうの校区と、伊根中学校区と本庄中学校区の保護者の方で意見交換をして、本当に今回は地域の綱引きとかいうそういう話にはなるのではなくて、子供たち本来のことを考えて、子供たちがどういうふうにすればいいのかというのを腹を割って真剣に話したいというふうにおっしゃっていましたので、この辺は重々にその辺の意見も聞きながら、よい方向に検討していただきたいというのが2点目でございます。2点目はお願いでございます。

3点目もお願いになるんですけれども、伊根中学校校舎、本庄中学校校舎、新校舎、どちらに入ることになるにしても一つの学校になるわけです。これまでの統合に関して、保護者同士でいろいろと討議や討論がありました。はっきり申しまして敏感な子供はそういうのを感じとっています、親同士で。余りよい話ではないんですけれども、何々中学校、何々中学校のちょっと対抗意識みたいな、いい意味であればいいんですけれども、そういうこともございますので、ぜひ統合の際には教員の人選の方を十分に考慮していただいて、そういう声も保護者のほうから上がっていますので、子供たちのそういう不安を取り除いていただけるような信頼のある先生方で組んでいただいて、新しい学校建設に、学校運営にしていっていただければ非常にありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） ありがとうございます。

大変ご心配していただいておりますこと、よくよくわかりましたので、そのことにつきまして、お一人の質問になったわけですが、すべての議員の皆さん、あるいは町民の皆さん、それから職員の皆さんも含めまして、やはり心配事だろうというように思っております。そういう気持ちを重々受けとめながら、頑張っすばらしいものをつくり上げたいと思います。

まず、1点目については、他の地区の意見の公開性についてということで、この4年間すべてをテープ起こしをしてあります。それは全部教育委員さんに見せました。それを全部検討はしました。その中で感じたことは、何回か同じ方が同じことを何度も繰り返しているということもございます。そういうあたりのことを踏まえると膨大な量になります。そういう意味で、いつでも公開はしておりますので、ホームページではなく、それから広報等で定期的には一応の大筋のご意見は報告をさせていただいたというように考えております。公開性は十分担保しているというふうに思っております。

それから、2点目の伊根中学校、本庄中学校の統廃合にかかわりまして、今のところではいけば25年2月に補助金申請、そして6月末に補助金の確定、そして25年7月上旬に入札に入る予定でございます。工事は、夏休み、7月25日から8カ月間を予定しております。

この間については、伊根中学校の子供たちの安全の担保については、一応業者が、校舎の半分、3分の1を使ってやるので、十分担保できると。ただ、クラブ活動等については、半分以下のグラウンドの使用になるので、少しえらいのかなということ聞いております。そこで、グラウンドの使用については少し考えたいと。例えば、朝妻小のグラウンド、伊根小のグラウンド、そして本庄中のグラウンドということでございます。そのようなことをして9月から授業に入るということで、9月から3月までは、伊根中の子供につきましては、安全を担保しながら、そこで1年を終えたいと。そして、3月6日の入学試験を迎えたいというように思っております。

その後、資材というのか、いろいろなものが入ってきます。そういったものを子供たちともども教職員も含めてより分けをしながら準備をするのが春休み中でありまして。そして、3月の末に廃校式を本庄中学校で行う予定をしております。そして、4月1日に統合が確定しますので、その段階で、伊根中学校の現校舎の中で一定人事は進めていきたいと。この人事につきましては、3番目になりますので、それはちょっとおいておきまして、4月1日に新しい陣容で職員室が開くということで、伊根中学校でそれは予定をしております。

そして、その後、次にどうするのかということではありますが、これにつきましては、校長さんと話をしながら、春休み中に確定をしていかなんということになりますので、4月1日にまず職員室を開いた後、1年間は本庄中学校ですとしたら、本庄中学校にそのまま入ると。そのままあり

ますので、そして1年間そこで過ごすというのが一つの案でございます。

スクールバスの購入は、26年3月末には一応用意する予定をしております。現在のところ、補助金との関係で、二十五、六人乗りのを1台、それから10人乗り程度を1台、筒川方面、それから蒲入方面ということで2台を想定して、3月末には入れて、それが本庄中学校を仮校舎としたときには、そこへ子供たちを通学させていくということを今のところ想定をしております。

しかし、どちらにしる、伊根中を使うにしる、本庄中を使うにしる、できる限り安全性を担保してというのが一番であります。学力をまず考えていきたいと思っております。

それから、もう一つは、できる限り早く使いたいという願ひもありますので、校舎、体育館、グラウンドをだれもいないところで突貫工事をする。業者は、いなければ早くなるということをおっしゃっておりますので、ここから以上はちょっと言えないですが、多分、安全性、それから工期を縮めるためには、第1案が、本庄中を使うのが一番妥当かなというのは思っているところであります。これも業者と入札に係って話をしていくので、しばらくまだ推測でありますので、ご承知おきください。

最後の人事につきましては、教職員は今のところ本庄中のベースで考えていただきたいと思っております。理由は、本庄中は特別支援学級が1つありますので、伊根中よりも1名多く配置されております。そういう意味で、できる限り多いところの定数で私たちは今要望をしております。実は12月から始まっております。この12月から、この交渉を今、本庁とやっているところであります。その中で、できるだけ指導力のある、それから激変緩和という言葉で、先ほど議員さんおっしゃったようなすばらしい先生をというように思っております。そのような形で、この24年の末と25年の末の2回にかけて教職員人事を検討していきたいというように考えておりますので、了として受けとめていただきたいと思っております。

終わります。

**○議長（宮下愿吾君）** 以上をもちまして、和田義清君の一般質問を終わります。

最後に、海のローカルルール等設備についてを通告議題とし、濱野茂樹君の発言を許します。3番、濱野茂樹君。

**○3番（濱野茂樹君）** 失礼いたします。本日8番目、ぶっ通しの8番目ということで、皆さんお疲れだと思いますが、平成24年最後の一般質問でございます。心を込めて質問させていただきますので、最後までおつき合いどうぞよろしくお願いいたします。

通告に従い一般質問を行わせていただきますが、私の所見を申し上げてから質問に入らせていただきたいと思っております。

衆議院総選挙も終わり、3年ぶりに我が自由民主党に政権が再負託され、26日に召集される予定の特別国会で安倍総裁が新首相に選出され、自公連立政権が再び発足される見通しです。9月の総裁選で安倍総裁へ投票した数少ない伊根町の党員の一人として、26日の安倍政権誕生を心待ちしている日々でございます。

しかしながら、今回の衆議院選挙の投票率は憲政史上最低の59.3%、当町の投票率も前回の81.91%を下回る77.12%という結果となりました。お隣の韓国の大統領選は、同じ時期に行われた日本の衆議院総選挙よりも16.5%も高い75.8%という投票率でした。今回の選挙では、結果だけ見れば自民党が大勝しました。でも、自民党が勝ったというよりも、民主党がひど過ぎて、新党が新党のようにフレッシュに見えなかったことが大きいのではないかと感じております。それを考えると、今回の選挙結果は、これからのことを考えると身が引き締まる思いでいっぱいです。自民党が新党以上の新党のような政党として信頼を勝ち得ることができるかどうか、日本においてのささやかれ続けている有権者の政治離れの歯どめにつながっていくものと思っております。私も地方議員の一人として有権者の皆さんといま一度正面からお話ししていかなければならないと痛感した次第です。

今回の比例区選挙では、当町でも持ち帰り票が15票もありました。投票用紙のテイクアウトというのでしょうか、書きたい候補がないからとか、記念にとか、お持ち帰りなのでしょうか。でも、決してそうではないかもしれません。これはインターネットのほうでも多くの方が懸念されているわけなんです、本物の投票用紙を持ち帰り、しかるべき人物の目の前で指示された候補者

の指名を記入する。そして、その本物の投票用紙を持ち、別の人物が投票所へ向かい投票する、その人物もまた投票用紙を持ち帰り、それを時間の許される限り繰り返すといったことも想定されているわけです。持ち帰りは不正投票につながる可能性がありますので、次回の選挙におきましては、このようなことがないように十分監視いただきたいものです。

それでは、通告に従いまして、海のローカルルール等設備についてご質問させていただきます。

近年、伊根湾内における水上バイクを含むプレジャーボートの航行に関する苦情、釣り客のマナー問題、密漁、遊泳者と漁船の事故等、迷惑行為や水難事故が少なくないのが現状であります。安心・安全な環境が損なわれる上、水産業への影響も懸念され、風評被害による地域のイメージダウンにもつながってくるのではないのでしょうか。

私が調べた範囲で、伊根湾には今期5回、計21艇のプレジャーボートの一つ水上バイクが入港いたしました。日本で最も美しい村、舟屋集落に響き渡る何人にも耐えがたい騒音、そしてプレジャーボートの引き波による舟屋への浸水被害、養殖生けすや網のそばを全速力で駆け抜けることによる養殖の魚への影響、免許・船検不要の2馬力以下の船外機のボート等も多く入港し、漁業者の航行に支障を来しているケース、網の付近での釣り等、水産業への被害、影響が懸念されます。また、プレジャーボートを利用した密漁も多く目撃されております。水視組合等による密漁防止の啓発活動も行われておりますが、現在のプレジャーボートは時速100kmを超える速度で航行することができます。注意をしようにも漁船との航行速度の圧倒的な違いから啓発や摘発には至っていない現状があります。

ことしも宮津署管内では数件密漁が摘発され、伊根町内でも3件の始末書、11件の現場注意がなされているようです。そうした密漁やプレジャーボート対策を含めた警ら目的から、京都府警では舞鶴に1艇、宮津に1艇、京丹後に1艇の計3艇の水上バイクが配備されておりますが、まだまだ絶対数が足りないのが現状ではないのでしょうか。

公の海での釣りについては、国民はひとしく平等に利用することが認められていることは理解しております。また、陸からの釣りは、禁止された漁法ではなく、遊漁者のだれもが認められた漁法であることから、規制をかけることは国民の自由、基本的な人権の尊重にかかわることにつながる事となり、極めて困難であることは認識しております。しかしながら、個人、法人の私有地での魚釣りも多く、そのレジャー客のごみ、釣り針、漁具への被害、釣り場周辺の民家への無断侵入等の問題は、平成21年第1回定例会の一般質問に対する答弁もされておられるように町長さんも課題として十分認識いただいているものと思っております。

近隣の兵庫県、福井県、滋賀県、大阪府では、既に迷惑条例の中でプレジャーボート等による危険行為の禁止が盛り込まれ、排除の取り組みがなされている現状があります。このような行為の禁止につき、関係各位と早急に調整を図っていただき、町として京都府に対し京都府迷惑行為防止条例の改正等を働きかける必要があると考えますが、町長さんのご所見をお伺いいたします。

また、本町が重要伝統的建造物群保存地区として指定されていること、日本で最も美しい村連合に加盟し、良好な生活環境を有していることにかんがみ、町民生活において特に迷惑となる行為の禁止について必要な事項を定めることにより、町民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とする清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例を、仮称ではございますが、町独自で制定する考えはないのでしょうか。この条例には、地域の生活環境及び自然環境を保全する必要があると認める区域でのバーベキュー等の禁止、釣り及びごみのポイ捨て禁止、プレジャーボートの航行を禁止しようというものです。隣接する地域の生活環境を保全する必要があると認める水域をプレジャーボートの航行禁止区域として、水難等の場合以外につきましては、指定されたこの航行禁止区域内において、プレジャーボートの航行時間も含めて指定することで、プレジャーボートを航行させたものに対しては、当該行為の中止または是正を勧告し、または命令することができるというもので、罰則規定も盛り込んでいただきたい。

もちろん、条例の目的を達成するために、町、町民及び事業者と協力し、この条例の目的を達成するための必要な啓発、指導、その他活動の推進に関する計画を定めることはもちろん、その活動するための実践活動を行うための美化推進員も委嘱しようというものです。その美化推進員については、3月議会で一般質問しましたように現役を退いた世代の方々、元気なシルバーの皆さんにま

ちづくりに参加してもらって有償ボランティア制度を構築、活用していただき、費用については、道路の駐車禁止取り締まり強化とあわせてごみ処理協力金の徴収で捻出できるものではないかと考えます。

密漁問題につきましては、採海藻漁業者を中心に監視活動を行っておられますが、夏時期は早朝漁を行い、日中の監視となっているため、漁業者の負担も大きく、漁師さんの高齢化による若年層への負担増も懸念されます。

また、平成21年の一般質問以降、ごみや密漁、航行等について、さまざまな形で啓発に努めていらっしゃると思いますが、プレジャーボートの保管先であるマリナーやショップ、そして専門誌や町ホームページへの掲載による啓発活動も現場での啓発以外にも必要ではないかと考えます。以前は亀山地区の護岸に港内徐行と書かれておりましたが、現在では消えている現状は町長ご存じだと思っております。いま一度こうした啓発活動を見直しいただくとともに、先ほど申し上げましたような有償ボランティア制度を活用するなどし、新たに伊根町に監視、啓発用のボートを配備するなど、海上保安庁、京都府とも協力し、より強固なパトロールやプレジャーボート利用者及び釣り客への啓発活動を実施する考えはないか、ご所見をお伺いいたします。

琵琶湖では、地元自治会がこうした取り組みについて自分たちで独自のルール、ローカルルールを定め、対策に乗り出されていらっしゃると思います。当町においても、条例制定を含め、住民の皆さんがこのようなローカルルールを定め、対策に乗り出した場合、対策費を補助するなど、町独自の規制ルールづくりをする考えはないか、ご所見をお伺いします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、濱野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

いつも濱野議員のご質問は通告書に基づいてと言われますけれども、通告書でなかなか理解できん部分がたくさんありまして、なかなかお答えがスムーズにいかないかもわかりませんが、お答えをしたいと思います。

まず、海のローカルとって、一概に海とていまして、伊根湾であったり、泊湾であったり、はたまた本庄湾ですかね、また、それは海水浴場なのか、湾全体なのか、それとも京都府の漁業海区なのか、はなはだ海と行っても広いものがございまして、なかなかそこでローカルルールって、部分的には適用できるかと思っておりますけれども、それぞれにまた話が変わってくるかなと思っております。

また、ちょっと気になったんですけれども、いわゆる密漁は、これはもう迷惑行為どころか犯罪でございまして、これはもうちゃんと関係の方で取り締まっていただくべきなものであろうかなと。我々も注意しなければいけませんけれども、そういうものであろうかなと思っております。

また、遊泳者との事故、確かにことしですかね、泊湾のほうで1件聞かせていただきましたけれども、この10年ぐらいの間に、それ以外に起きた例があったのかなと。私はちょっとよくわからないので、少なくとも言われますけれども、少ないのかなと思ったりもするわけでありまして。

また、そういったプレジャーボートの風評被害ですか、風評被害と言われますと、どうなんですかね。ありもしないうわさで、そういうイメージダウンにつながるというのであれば、甚だ問題があるかなと。そのようなことを思いながら聞かせていただいた。

もう一点は、もう先に言うとかんと忘れてしまいますので、排除という話がありましたね、私は、それは排除ではないと思うんです。例えば漁業者に迷惑かけない、また、海に親しむ者同士が互いに迷惑をかけない、そういう決め事をつくる。そういうことを守るとか、事故なく気持ちよくお互いその海を利用する。そういう目的であって、そういうレジャー関係をすべからく排除するという意味の迷惑条例ではなかろうかなと思っております。

それでは、ご質問にお答えをしたいと思います。

海のローカルルール等の整備についてでございます。

近年、伊根湾内にも、プレジャーボートはもとより、水上バイクが頻繁に乗り入れられるようになってまいりました。それに伴いまして、マナーの悪さに対する苦情もふえております。議員おっしゃられましたとおりであります。

兵庫県や滋賀県などでは、海水浴場内を走る水上バイクなどに対して罰金を科す県条例がござい

ます。航行規制水域、遊泳区域への乗り入れ等の禁止などを規制して、遊泳者の事故防止に効果を上げていますと聞いております。京都府の迷惑行為防止条例は、水上バイクの運行に関しては、既に条例に船舶関係の法令があり、重複して同一のものは運用しがたいとお聞かせいただいております。また、プレジャーボートの運航は、水上を町域を越えて移動するため、沿岸市町との連携が必要となってまいります。お互いに確認しないと協定が難しいなど、町単独での条例制定が困難なこともあり、条例制定や町独自の規制ルールづくりには至っておりません。

しかしながら、漁業者の設置している定置網付近あるいは養殖生けす付近での水上バイク等の航行は、漁具の毀損や騒音による魚類養殖成長への影響等が懸念されるため、水上バイク等による危険行為禁止の条例制定に向けて、既に沿岸市町などと連携をいたしまして関係機関とともに京都府に要望しているところでございます。これにつきましては、さきの知事との北部7市町会議、その会議の席でも宮津市さんと一緒になってご提案させていただきました。知事もよい返事をいただきまして、なかなか海の場合、市町村単位では難しいだろうと。ですから、京都府がそういう条例をつくろうと、いい返事をいただきまして、ああ、これはありがたいなと申しましたけれども、いついつまでにかそういうことはないの、つくろうと言っていただけでしたけれども、それを期待しておるところでございます。前向きな回答もいただいております。

また、町単独での航行禁止区域や航行禁止時間を定める場合は、他の事例でも人が多く集まる海浜公園や学校や住居が集合している地域を指定して制定していることから、伊根湾の沿岸部についての部分的な規制なら可能であろうかと思っておりますけれども、伊根湾への乗り入れを禁止するという事は、それはなかなか困難ではないかなと思っております。今後、関係機関とも相談を重ね、効果的な規制のあり方を研究いたしたく考えております。

議員先ほどもちょっとおっしゃってございました美しい村の関係でありまして、それについては条例制定に向けて頑張っておるわけでありまして。その中にも、今この関係機関との検討の中で盛り込めるものは盛り込んでいきたいと考えております。

次に、監視艇でのパトロールやプレジャーボートの利用者及び釣り客への啓発活動の実施についてでございますが、これにつきましては、現在、釣り客等の遊漁者への啓発や指導は、京都府水産事務所の漁業・遊漁管理課が漁業巡視艇により巡視、指導、取り締まりに当たっていただいております。また、京都府警では、警備艇たんごが巡視をしておりますし、地元駐在も頑張っておられます。地元の伊根の駐在、電話をしますと、すぐ飛んでくるんですよ、そして、モーターバイクを呼びまして、あかんよと、徐行してくれと、みんなが困るからということ、常に言うてくれるんですね。大変ありがたい巡査であります。そのように頑張ってください。引き続き取り締まり、指導強化をお願いすることとし、町のほうで船を出したりというような町がやるというようなことはまだ考えておりません。関係団体と協力をしたいと考えております。

啓発活動については、京都海区漁業調整委員会が立会人となり、漁業者、遊漁船業者、プレジャーボート団体と一緒にルールとマナー、いわゆる漁業者と遊漁者の漁場利用協定についてのパンフレット、また京都府漁連が海のルールとマナーのパンフレットを配布しております。これらと一緒に啓発強化に取り組んでいきたいと考えております。

しかしながら、これは大きく海を考えますと、いわゆる浦島グリあたりのああいうところでの漁業者とプレジャーボートの釣り客とのいさかい、ぶつかり、そこを起点に考えておりますので、加えて沿岸地区での水上バイク等との兼ね合いについては、また兼ね合わせで、盛り込みを漁場にもお願いして考えさせていただきたいと思っております。啓発強化に取り組んでいきたいと考えてはいます。

最後になっておりました住民のルールを定めるという話なんですけれども、議員、事例をたくさん挙げていただきましてけれども、ちょっとどういうルールを住民さんが制定して、どういう活動をされるのか、その内容というものによりけりで、そういうことでしたら補助金を出させていたどうか、こういう対応させていただくのか、そういうことはまた考えますので、どういう内容であるのか、また要望がありましたときに、その都度検討をさせていただきたく考えております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 濱野茂樹君。



○3番（濱野茂樹君） 年末最後に非常にありがたいご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

私、本当に気にしているのが、伊根湾における水上バイクの航行でございます。どうしても水上バイク、私も乗っておりますが、音がかなり鳴り響きます。あのすり鉢状の地区において、入ってこられ、航行されるということは、住民にとっては非常に苦痛であるというふうに思っております。

そこで、やはり水上バイクの規制を図る上で一番大事なのは、出てきたマリーナでございます。そちらのほうでご指導をしていただくように、啓発文書を持っていくなりという活動も必要だと思います。

伊根の駐在所さん、非常に頑張ってください、水上バイクが入ってこられた際には、岸のほうに、こっちへおいでよという形でやっていただいているようですが、やはり岸からですと、そういうものに従わない方々もいらっしゃる場合もございます。今後、状況をいろいろ見ていただいて、船等の必要性もあるようでしたら、京都府警と協力いただいて、そういった活動もしていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） いわゆる水上バイクが問題であろうかなと思うんです。プレジャーボート、他の遊漁船とかヨットなんかでは、それほどいざこざを起こしていないと思う。それで今度プレジャーボートというくくりでやると、それもこれもになってしまいます。水上バイクだけを限定して、伊根湾なりそういうところに入らせないというのが可能であるならば、そういうことをやらせていただきたいし、それに近いようなものがやれるかなと。

そうしましても、沿岸部分ですから、それこそさっき言うた、おいでおいでと言うてあかんのと同じようで、20m、30mぐらいのところをおるのを、おったらもう意味がない。近づいてくるといっても、逃げられりゃ終わりという、なかなかもどかしいところもございます。

また、議員おっしゃってありました港内徐行という大きな文字があったという。私、逆にあれ消えてきれいになったなと思っております、どこの港へ行かしてもらいまして、たまにあるんですね、テトラの上とか何とかに、ペンキで大きな字で港内徐行とか書いてあるんですけども、いいものか、悪いものか。それこそ美しい村のまちとしてはどうなのかなと思ったりもしています。

まあ頑張らせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（宮下愿吾君） これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

休憩をいたしたいと思います。

休憩 15時43分

再開 16時01分

○議長（宮下愿吾君） 少し早いようですが、5分になっていませんが、再開をいたしたいと思えます。休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 日程第3 議案第82号

○議長（宮下愿吾君） 日程第3、議案第82号 伊根町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、議案第82号 伊根町老人福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。

提案理由でございます。伊根町老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせるためでございます。

担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 芦原課長。

○住民生活課長（芦原 誠君） 議案第82号 伊根町老人福祉センターの指定管理者の指定について（担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしの声があります。これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第82号 伊根町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第4 発議第3号

○議長（宮下愿吾君） 日程第4、発議第3号 伊根町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

お諮りをいたします。本案につきましては、各党派調整がされている発議であります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから、発議第3号 伊根町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第5 発議第4号

○議長（宮下愿吾君） 日程第5、発議第4号 伊根町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

お諮りをいたします。本案につきましては、各党派調整がされている発議であります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから、発議第4号 伊根町議会会議規則の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第6 意見書案第5号

○議長（宮下愿吾君） 日程第6、見書案第5号 「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） ただいま提案となりました「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求める意見書（案）について提案説明させていただきます。

平成24年6月20日、これまでの障害者自立支援法にかわる新たな障害福祉法制として障害者総合支援法が成立いたしました。この障害者総合支援法では、共生社会の実現、社会的障壁の除去を基本理念として明記するとともに、重度訪問介護サービスの対象を拡大するなど、評価される面がございます。

しかし、制度改正に当たっては、平成22年1月に国において障害者制度改革推進会議が設置され、この推進会議の下に意見集約を図る障害者制度改革推進会議総合福祉部会が同年4月に設けら

れました。

同部会において、国連の障害者権利条約及び障害者自立支援法訴訟団との基本合意文書を前提として議論が行われ、平成23年8月に障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（骨格提言）がまとめられ、障害のない町民との平等と公平、谷間や空白の解消、格差の是正など6つの目標を新制度に求め、支援の対象となる障害者の範囲や利用者負担の考え方、地域間格差是正のための国の責務などが提言項目として示されています。

しかしながら、今回成立した障害者総合支援法においては、一部の提言項目が反映されつつも、検討規定として、法の施行後3年を目途として検討するものとされた事項があります。障害の種類や程度、家族の状況、経済力、移住する実態にかかわらず、障害者みずからが選んだ地域で親亡き後も自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や骨格提言に沿った障害者総合福祉法（仮称）を着実かつ速やかに立法化する必要があるということから、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう要望するものです。

1、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言に基づき、新たな障害者総合福祉法（仮称）を制定。

2、障害者総合福祉法（仮称）の施行に当たっては、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源の確保についての配慮など、2点についてのものでございます。

どうか皆さんのご賛同をお願いしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） ちょっとお尋ねするんですが、障害者総合支援法と障害者総合福祉法の違いはどこにあるんですか。

○議長（宮下愿吾君） 5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） 私の知る限りは、新たな障害者の法律と認識しておりますけれども、違いは新しくつくられたものだという感じでございます。

○議長（宮下愿吾君） 7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 今回法案として出された障害者総合支援法についても、従来のものから変わって出されておるわけなんです、その中にもそういったものは組み込んであると思うんですが、そういうところがどうなのかなという感じがするんですが、その辺はわかりますか。

○議長（宮下愿吾君） 5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） その辺のこととか、その言葉ばかりなので、質問の内容がよくわからないんですけども。

○議長（宮下愿吾君） 7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 今言われたように障害者総合支援法なるものが今年の6月に成立し、来年の4月1日から施行されるわけなんです。

何かこの法律自体を変えたいということなのだろうと思うんですが、私はもうこんなもん中に盛り込まれておるんで、全く変える必要はないというふうに思っておるんですが。

○議長（宮下愿吾君） 5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） 内容がもう少し足りないということで、足された法案であるというふうに認識しております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしの声があります。これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、ただいま議題となっております「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求める意見書につきまして、賛成の立場を明らかにして、その賛成討論を行います。

まず、この間の障害者問題の経過から頭に入れておかないと、この問題も理解しづらいでしょうから、その経過から説明をいたします。

平成18年4月に障害者自立支援法が施行されました。しかし、施行された障害者自立支援法は、

これまでの障害者福祉を応能負担から応益負担に切り替え、サービス利用や医療費に1割負担を課しました。従来、福祉医療サービスは、助成を受ける人の年収によって自己負担金が設定されてきました。つまり、年収金額に応じて、どんなに高額な医療やサービスを受けても、自分の払える範囲で——これを応能といいます——負担しか請求されなかったものです。これが、自分が受けたサービスの値段に応じ——応益ですね——その1割を必ず請求されることになりました。医療費、施設利用費、車いすや装具などの購入費などがこれに当たります。

装具は、子供だと成長が早いので頻繁につくりかえる必要が出てきます。大人でも筋力の衰えなどでサイズが合わなくなることがあります。また、だれでも食事はするというので、施設などの食費は全額実費負担となりました。

問題は、この1割が当事者の家計を非常に圧迫している点です。常に介護が必要な障害者を抱える家庭でヘルパーなどをつける場合、今までより負担が3倍以上にはね上がりました。上限は1カ月約4万円。1カ月の支出が急に3万円、4万円とふえたら、それも毎月であれば、どんな家庭でもやりくりは大変でございます。さらに、家に介護を必要とする人がいるのですから、収入をふやしたいと働きに出るといってもままなりません。その結果、経費を抑えるために、サービスを受けない人、抑制せざるを得ない人が出てきました。訓練や治療の停滞は、障害者本人の症状悪化につながり、介護時間の増大により家族の負担が倍加します。お金がないからと治療や訓練をあきらめるとは一体いつの話なのかと、耳を疑う事態ではないでしょうか。障害者運動30年の理念、成果を根底から否定すると危惧する声も上がっておりました。このことは伊根町の当事者でも大変な問題となりました。

また、報酬が大幅に削減されたために、事業所は職員の労働条件の切り下げを余儀なくされ、離職者が相次ぎ、人手不足が一段と深刻化をしました。このままでは障害者福祉の基盤が崩壊しかねない深刻な事態となりました。

通所施設の場合、給食費と合わせると平均で月1万円近く。工賃収入月額1万1,500円、これは知的通所授産施設の場合、2006年の厚生労働省調査でございます。そのほとんどが消えてしまうという過酷な負担であります。この調査では、利用料や給食代を滞納している障害者がいる事業所が45%以上にも上っている深刻な事実も明らかにしております。

障害が重いほど負担が重くなる応益負担制度は根本が間違っています。障害者が生きていくために必要な最低限の支援に対して利用料を課すということは、障害を自己責任とみなすものです。憲法25条の生存権理念に照らせば、本来、障害者に負担を求めるべきではありません。福祉、医療サービス、補装具給付などのすべてにわたって、応益負担制度をきっぱり廃止すべきであると思っています。

こういった障害が重い人ほどサービスの利用が多く、負担がふえると、全国の障害者と家族から、生きることに負担を強いるのかと抗議の声が上がリ、障害者自立支援法に対して訴訟が起こされました。障害者運動の歴史上初めて、2009年には自立支援法違憲訴訟として71人の原告が裁判に立ち上がりました。71人の原告を先頭に、全国各地の粘り強い運動が、2010年には、障害者の尊厳を傷つけたと、時の厚生労働大臣が謝罪し、国と原告の和解につながり、基本合意文書が確認をされました。

この基本合意文書を受けて、政府内に「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という言葉をスローガンとして、障害者やその家族14人を含め24人で障害者制度改革推進会議が設置をされ、2013年8月までには、自立支援法を廃止し、新法を制定することが確認をされております。障害者基本法の改正に続いて、8月30日は総合福祉部会員55人の総意と力で、総合福祉法の骨格提言が障害者権利条約と意見訴訟基本合意文に基づいて発表をされました。

障害者総合福祉法の制定については、障害者制度改革推進会議総合福祉部会がまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が出されております。この提言は、2つの指針、6つの目指すもの、10項目の総合福祉法の骨格から成っており、こういう法をつくってほしいという障害者からの提案であります。

まず、2つの指針とは、国連の障害者権利条約と全国14地域に提訴をされた障害者自立支援法意見訴訟原告団と国との基本合意文書、すなわち応益負担をなくし、新たな総合的な福祉法を実施

するという国との約束であります。

6つの目指すものとは、障害のない市民との平等、公平です。障害者と障害のない人との生活水準や暮らしぶりを比べるとき、そこには大きな隔たりがあります。障害はだれにでも起こり得るという前提に立ち、障害があっても市民として尊重され、誇りを持って社会に参加する新たな社会の到来を実感できるものとしますと。

2つ目は、谷間や空白の解消です。障害の種類によっては、障害者福祉施策を受け入れない人がたくさんいます。いわゆる制度の谷間に置かれている人たちです。障害は、身体・精神・知的と3分類をされています。しかし、高次脳機能障害や発達障害、難病患者は、このはざまに置かれ、ともすると福祉制度の外に置かれがちとなっています。現在、日本で法律的に障害者と認定されているのは700万人、全人口の約6%ですが、これはEUなど先進国の2分の1から3分の1です。日本に障害者が少ないのではなく、障害者として認定する法的基準が狭いためです。定義の見直しによって、谷間や空白を解消し、本来障害者福祉の適用を受けるべき人の範囲を広げます。

3つ目は、格差の是正です。障害者のための住まいや働く場、人による支えなどの環境は、地方自治体の財政事情などによって質、量ともに大きく異なっています。どこに暮らしを築いても一定の水準の支援が受けられなければなりません。地方自治体の限度を超えるような合理性を欠くような格差についての是正を目指します。

4つ目は、放置できない社会問題の解決です。世界でノーマライゼーション、直訳すれば正常化もしくは標準化ということですが、そうした正常な社会を積極的に創造していこうとする活動や施策、また、その推進のための運動を意味していますが、このノーマライゼーションが進む中、我が国では、依然として多くの精神障害者が社会的入院を続け、知的重複の障害者が地域での支援不足による長期施設入所を余儀なくされています。これらを解決するために、地域の支援体制を確立するとともに、効果的な地域移行プログラムを実施をします。

5つ目は、本人のニーズに合った支援サービスです。障害の種類や程度、年齢、性別などによって、個々のニーズや支援の水準は一樣ではありません。個々の障害とニーズが尊重されるような新たな支援サービスの決定システムを開発をしていきます。また、支援サービスを決定するときに、本人の希望や意思が表明でき、それが尊重される仕組みにすると。

6つ目、最後ですが、安定した予算の確保です。制度を実質化させていくためには、財政面の裏打ちが絶対的な条件となります。現在の国、地方の財政状況は極めて深刻であるため、障害者福祉予算を確保するためには、広く国民からの共感を得ることは不可欠です。当面の課題としては、OECD加盟国における平均並みを確保するという事です。

こういった福祉部会の提言によって、応益負担の廃止と障害者の声を取り入れた障害者総合福祉法を制定することを政府として約束をしていました。ところが、その後、政府の依頼によって、障害者などが議論してまとめた総合福祉法の骨格提言は、今回成立した総合支援法にはほとんど盛り込まれず、応益負担は残り、本人の必要性が考慮されない障害者程度区分の廃止は先送りをされ、自立支援医療や報酬支払いの改善については検討事項にすら挙げられておりません。結局、障害を自己責任、家族責任とする点で、自立支援法と根幹は変わりません。また、約束事項を段階的に実現するために工程表を作成すると言っておりましたのに、何も明らかにされないまま国会での採決となりました。政府が裁判で約束したことをほごにする法案を通過させるなどということは、あっていいものでしょうか。

「私たち抜きで私たちのことを決めないで」という言葉は、障害者共通の思いです。弱い人でも安心して暮らせる社会は、だれでも安心して暮らせる社会です。そして、新しい法案が通過したからもう終わりではなく、違った法案が通過した今だからこそ、障害者の願いの骨格提言を盛り込んだ障害者総合福祉法制定を求める意見書を採択すべきだと思います。そこに住民の声を直接反映できる地方議会、伊根町議会としての役割があるのではないかと私は思っております。

議員各位の賢明な判断をお願い申し上げまして、本意見書の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 私は、今議題となっております「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を

求める意見書について、反対の立場で意見を申し述べます。

障害者総合支援法は、本年6月に自民、公明、民主の3党による賛成多数で可決、成立いたしました。当法律では、平成25年4月1日から障害者自立支援法を障害者総合支援法とするとともに、障害者の定義に難病等も追加し、平成26年4月1日より重度訪問介護対象者の拡大、ケアホーム、グループホームへの一元化などが実施されます。

同法律は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるため、すべての国民が障害の有無にかかわらず、ひとしく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための支援に係る基本理念を定めるほか、障害者及び障害児の定義の見直し、地域生活支援事業の拡充、障害者福祉計画の記載事項として、関係機関との連携の関する事項等の追加等の措置を講ずる必要があるとの観点から、国会に提出され、成立したものであります。

本案は、同法律そのものを否定する内容であり、自由民主党の党籍を持つ議員として賛同することはできません。

以上。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はありませんか。討論なしの声があります。これで討論を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本町議会の名において、衆議院議長ほか関係大臣あてに、本意見書を提出をいたします。

#### ◎ 日程第7 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（宮下愿吾君） 日程第7 閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長並びに広報特別委員長から、伊根町会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）の申出書が提出をされました。

お諮りをします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定をしました。

#### ◎ 閉 会

○議長（宮下愿吾君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第4回伊根町議会定例会を閉会をいたします。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会も議員各位に慎重審議をいただきまして、予定どおり閉会する運びとなりまして、ありがとうございました。

さて、国政におきましては、衆議院選挙も終わり、来る26日には首相も選出をされる運びとなっております。国内外ともに厳しい課題が山積をしております。日本の将来を見据えたかじ取りと過疎が進行する少子高齢化のまちにも日の当たる政策を望むものであります。

最後になりましたが、各常任委員会で調査研究をいただき、取りまとめをいただきました空き家対策について、それから住宅リフォーム補助金制度の創設についての政策提言を去る17日、副議

長と一緒に町長に提出をいたしました。そのことをご報告を申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のあいさつといたします。

閉会 16時35分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員